

公益社団法人中央畜産会 スマート畜舎利用規程

制定：平成 27 年 3 月 31 日

26 年度発中畜第 1471 号

施行：平成 27 年 4 月 1 日

（目的）

第 1 条 公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）スマート畜舎利用規程（以下「利用規程」という。）は、中央畜産会が建築基準法に基づく型式適合認定を取得した「災害時緊急対応システム畜舎」（以下、「スマート畜舎」という。）に係る建築関係図書及びその工法等の適正な利用に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

（規程の範囲）

第 2 条 利用規程は、スマート畜舎の建築に係る関係図書等（以下「スマート畜舎関係図書等」という。）を利用し、スマート畜舎を建築しようとする者が同図書等及びスマート畜舎に係るデザイン、意匠、著作物及びその建築に係るノウハウ等を利用する際の、中央畜産会と利用者との一切の關係に適用します。

（権利）

第 3 条 スマート畜舎関係図書等の利用、複製、展示、譲渡、貸与及び公衆送信に関する権利はすべて中央畜産会に帰属します。

2 また、スマート畜舎関係図書等に含まれる画像等のデータの著作権その他の権利は、各権利者に帰属します。

（対象者）

第 4 条 スマート畜舎関係図書等は、原則として日本国内の畜産農家及び畜産農家の依頼を受けてスマート畜舎の建築に係わる全ての方を対象に提供いたします。

(利用申請)

第5条 スマート畜舎関係図書等を利用して畜舎の設計又は建築をする場合は、利用規程が定める「様式第1号」により利用申請を行い、中央畜産会の承認を得て頂く必要があります。また、申請にあたっては、利用規程の全てを同意して頂きます。利用規程の全ての同意をされない申請には中央畜産会は利用を承諾しないものとします。

(事務手続費用)

第6条 中央畜産会の承諾を受けて行うスマート畜舎関係図書等の利用は、無料としますが、「様式第1号」の提出にあたって、利用の申請及びその承諾に必要な事務手続に係る費用として108,000円(消費税込み)を納付して頂きます。

(利用の承認)

第7条 中央畜産会は、第5条に基づく申請がされた場合、利用規程に基づいて審査を行い、本条第2項に該当する場合を除き、その申請を承認するものとし、「様式第2号」によりスマート畜舎関係図書等の利用の承認を受けた者(以下「利用者」とする。)に送付いたします。

2 中央畜産会は、第5条に基づく利用の申請者が以下の項目に該当する場合は、利用を承認しない場合があります。また、承認後であっても承認の取り消しを行う場合があります。

- (1) 利用申請の内容がスマート畜舎関係図書等の目的に沿っていないと判断された場合
- (2) 利用申請の内容に虚偽、重大な誤記があったことが判明した場合
- (3) その他、中央畜産会がスマート畜舎関係図書等の適正な利用のために、利用を承認するのが不相当と判断した場合

(報告)

第8条 利用者は、スマート畜舎関係図書等を用いて畜舎を建築した場合は、畜舎の完成後、遅滞なく利用規程「様式第3号」により同様式に定める事項を報告することとします。

- 2 中央畜産会は、利用者より第 1 項に基づく報告がされた後、報告内容が適正か否か審査し、適正と判断された場合、利用規程「様式第 4 号」に定める『スマート畜舎利用確認書』を送付します。
- 3 利用者は、中央畜産会から前項の判断に必要として、質問や資料や書面の提出を求められた場合には、これらに誠実に応じて頂くものとします。
- 4 利用者は、スマート畜舎利用確認書を当該畜舎に掲示することとします。

(スマート畜舎設計図の変更)

第 9 条 中央畜産会は、利用者に事前の通知をすることなく、スマート畜舎の設計図等の追加および改変をすることができます。

(禁止される行為)

第 10 条 スマート畜舎関係図書等を、「様式 1 号」による申請の内容以外に使用することはできません。また、中央畜産会の承認を得ることなくスマート畜舎関係図書等を複製し（但し、利用者がスマート畜舎の建築に必要な範囲で合理的な方法による場合は除きます）、第三者に対して利用させ、展示し、譲渡し、貸与及び公衆送信することは禁止します。

- 2 前項の他、スマート畜舎関係図書等の利用及びスマート畜舎の建築に係る行為であって、次の各号に該当する行為も禁止します。
 - (1) 中央畜産会および第三者に迷惑・不利益を与える行為及び利用規程に基づくスマート畜舎関係図書等の利用サービスに支障をきたすおそれのある行為。
 - (2) 中央畜産会および第三者の著作権その他の権利を侵害する行為。
 - (3) 中央畜産会および第三者への誹謗、中傷または業務妨害。

(個人情報等の取り扱い)

第 11 条 中央畜産会は、利用規程に基づくスマート畜舎関係図書等の利用のために、「公益社団法人中央畜産会個人情報保護管理規程」に基づき、申請者及び利用者の個人情報を収集、保存及び管理いたします。

- 2 中央畜産会は、その収集、保存にかかる申請者及び利用者の個人情報について、「公益社団法人中央畜産会個人情報保護管理規程」に定める場合の他、

次の各号の場合にも第三者に提供することがあります。申請者及び利用者は、スマート畜舎関係図書等の利用を申請する場合は、これらの第三者提供に同意して頂くものとします。

- (1) 個人情報保護法23条1項1ないし4号に定める場合
- (2) スマート畜舎関係図書等の利用促進のために、利用規程に基づくスマート畜舎の建築例として広報する場合
- (3) その他、法令に基づき官公署からの問い合わせ、回答依頼、説明依頼があった場合

- 3 前項2号の場合においては、スマート畜舎建築を考える者が現地見分等をするために必要な限度で、希望者の問い合わせに応じて、利用者の建築したスマート畜舎の住所、建築主の氏名、住所、電話番号等の連絡方法並びに建築されたスマート畜舎の内容についての情報を提供することがあります。

(免責事項)

第12条 中央畜産会は、スマート畜舎関係図書等を提供するのみであり、利用者がスマート畜舎関係図書等を利用して建築した畜舎、構築物、その他の施設等の瑕疵又は不具合について、一切の賠償責任を負わないものとします。

- 2 前項の畜舎、構築物、その他の施設等の瑕疵、不具合又はその設置、管理の瑕疵により第三者が被った損害についても、中央畜産会は一切の責任を負いません。
- 3 前項の損害賠償に係る問題については、利用者と当該第三者との間で解決するものとし、利用者が当該第三者に対して損害賠償責任を負担した場合であっても、中央畜産会に求償することはできないものとします。

(信義誠実の原則)

第13条 スマート畜舎関係図書等の利用に関して、利用規程に定めのない場合、または利用規程の解釈に疑義が生じた場合は、中央畜産会と利用者との間で信義誠実の原則によって協議し、疑義を解決するものとします。

(裁判管轄)

第14条 中央畜産会と申請者・利用者との間のスマート畜舎関係図書等の利用に係る法的紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

(スマート畜舎利用規程：様式第1号)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

公益社団法人中央畜産会

会 長 〇〇 〇〇 様

ふりがな	
氏名	
ふりがな	
所属	

スマート畜舎利用申請書

以下の通りスマート畜舎関係図書等の利用を公益社団法人中央畜産会スマート畜舎利用規程第5条に基づき申請いたします。

申請者の連絡先	郵便番号	
	住所	
	TEL	
	FAX	
	e-Mail	

※申請者が法人の場合は、登記事項証明書の写しを添付して下さい。個人の場合は、建築士の方は建築士免許証明書の写しを、その他の方は住民票の写しを添付して下さい。

※申請手続き料の納付がわかる書面（写し可）を添付して下さい。

設計図利用予定地	郵便番号	
	建設地住所	
	施工主名	
	畜種	酪農・肉用牛肥育・肉用牛繁殖・その他（ ）
	FAX	
	e-Mail	

※本申請書に記載頂いた情報は、『公益社団法人中央畜産会個人情報保護管理規程』に基づき管理いたします。

(スマート畜舎利用規程：様式第2号)

平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇年度発中畜第〇〇号

〇〇 〇〇 様

公益社団法人中央畜産会
会 長 〇〇 〇〇

スマート畜舎利用承認書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありましたスマート畜舎の利用申請については、申請の通り利用を承認しますので、スマート畜舎仕様書等を送付いたします。

なお、スマート畜舎（工法）の利用にあたっては、スマート畜舎利用規程を遵守願います。

また、竣工後は様式第3号により報告をお願いいたします。

記

申請者の氏名	
申請者の住所	

施行主名	
建設地住所	

(スマート畜舎利用規程：様式第3号)

公益社団法人中央畜産会

会 長 ○○ ○○ 様

ふりがな	
氏名	
ふりがな	
所属	

スマート畜舎利用報告書

以下の通りスマート畜舎関係図書等を利用した畜舎を竣工したので、公益社団法人中央畜産会スマート畜舎利用規程第8条第1項に基づき報告いたします。

申請者の連絡先	郵便番号	
	住所	
	TEL	
	FAX	
	e-Mail	

畜舎	使用した型式番号	
	郵便番号	
	住所	
	施工主名	
	竣工年月日	
	FAX	
	e-Mail	

※本申請書に記載頂いた情報は、『公益社団法人中央畜産会個人情報保護管理規程』に基づき管理いたします。

※竣工した畜舎の写真を添付して下さい。

(スマート畜舎利用規程：様式第4号)

平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇年度発中畜第〇〇号

〇〇 〇〇 様

公益社団法人中央畜産会
会 長 〇〇 〇〇

スマート畜舎利用確認書の送付

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありましたスマート畜舎利用報告書については、報告内容が利用申請通りと確認いたしました。

つきましては、公益社団法人中央畜産会スマート畜舎利用規程第8条第2項に基づきスマート畜舎利用確認書を送付いたします。

なお、本利用確認書は当該畜舎の入口等、わかりやすい位置に掲示をお願いいたします。

記

登録番号	
施行主名	
建設地住所	